

平成 26 年度

法 務 省 省 庁 別 財 務 書 類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

法務省 省庁別財務書類（一般会計・特別会計）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	6
附属明細書	1 2
参考情報	2 1
1. 法務省の所掌する業務の概要	2 1
2. 法務省の組織及び定員	2 1
3. 法務省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ	2 2
4. 平成26年度歳入歳出決算の概要	2 2
5. 公債関連情報	2 3

法務省 省庁別連結財務書類

連結貸借対照表	2 5
連結業務費用計算書	2 6
連結資産・負債差額増減計算書	2 7
連結区分別収支計算書	2 8
注記	3 0
附属明細書	3 5

法務省 一般会計省庁別財務書類

貸借対照表	3 9
業務費用計算書	4 0
資産・負債差額増減計算書	4 1
区分別収支計算書	4 2
注記	4 4
附属明細書	5 0
参考情報	5 7
1. 法務省の所掌する業務の概要	5 7
2. 法務省の組織及び定員	5 7
3. 法務省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ	5 8
4. 平成26年度一般会計の歳入歳出決算の概要	5 8
5. 公債関連情報	5 9

貸 借 対 照 表

(単位 : 百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成26年 3月31日)	(平成27年 3月31日)		(平成26年 3月31日)	(平成27年 3月31日)
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	575,509	675,719	未払金	26,340	24,099
たな卸資産	236	301	保管金等	575,509	634,486
未収金	5,070	5,481	賞与引当金	26,403	27,712
前払費用	30	34	退職給付引当金	560,899	527,668
その他の債権等	2,923	4,445	その他の債務等	5,896	2,432
貸倒引当金	△ 1,650	△ 1,625			
有形固定資産	1,381,914	1,355,746			
国有財産(公共用 財産を除く)	1,340,397	1,315,244			
土地	779,292	779,805			
立木竹	2,570	2,659			
建物	410,907	397,859			
工作物	140,419	126,497			
船舶	67	66			
建設仮勘定	7,139	8,355			
物品	12,261	12,256			
その他固定資産	29,255	28,246	負債合計	1,195,050	1,216,399
無形固定資産	5,159	5,034	< 資産・負債差額の部 >		
出資金	3,482	372	資産・負債差額	777,626	829,113
資産合計	1,972,676	2,045,513	負債及び資産・ 負債差額合計	1,972,676	2,045,513

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
人件費	371,534	403,911
賞与引当金繰入額	26,403	27,712
退職給付引当金繰入額	12,530	12,052
検察業務費	4,471	4,640
矯正施設収容等業務費	47,328	47,345
保護観察等業務費	6,328	6,718
登記業務費	42,219	43,772
出入国管理等業務費	18,203	18,589
破壊的団体等調査業務費	2,086	2,234
補助金等	256	226
委託費等	28,678	29,945
独立行政法人運営費交付金	12,836	15,507
庁費等	48,166	51,832
その他の経費	5,628	5,468
減価償却費	45,944	44,770
貸倒引当金繰入額	62	△ 24
支払利息	1,051	1,050
供託金利息	122	125
資産処分損益	1,079	205
本年度業務費用合計	674,933	716,086

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	729,344	777,626
II 本年度業務費用合計	△ 674,933	△ 716,086
III 財源	702,757	762,259
主管の財源	96,509	98,660
配賦財源	606,248	662,485
自己収入	0	1,113
IV 無償所管換等	25,449	1,267
V 資産評価差額	△ 4,990	4,047
VI 本年度末資産・負債差額	777,626	829,113

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	96,647	98,408
配賦財源	606,248	662,485
自己収入	0	1,113
財源合計	702,895	762,007
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 444,977	△ 475,585
検察業務費	△ 4,471	△ 4,640
矯正施設収容等業務費	△ 47,328	△ 47,345
保護観察等業務費	△ 6,328	△ 6,718
登記業務費	△ 42,219	△ 43,772
出入国管理等業務費	△ 18,203	△ 18,589
破壊的団体等調査業務費	△ 2,086	△ 2,234
補助金等	△ 256	△ 226
委託費等	△ 28,678	△ 29,945
独立行政法人運営費交付金	△ 12,836	△ 15,507
庁費等の支出	△ 52,241	△ 56,489
供託金利息	△ 122	△ 125
その他の支出	△ 5,628	△ 45,877
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 665,380	△ 747,059
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	-	△ 1
建物に係る支出	△ 34,214	△ 11,441
その他の施設整備支出	-	△ 265
施設整備支出合計	△ 34,214	△ 11,708
業務支出合計	△ 699,594	△ 758,767
業務収支	3,301	3,239
II 財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 2,249	△ 2,189
利息の支払額	△ 1,051	△ 1,050
財務収支	△ 3,301	△ 3,239
本年度収支	-	-

翌年度歳入繰入	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	575,509	675,719
本年度末現金・預金残高	575,509	675,719

注 記

1 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

政策目的で保有しているため、個別法による原価法によっている。

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

その他固定資産については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以降に新規取得したその他固定資産は定額法）によっている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間（5 年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(3) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

出資金は、すべて「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格（出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額）によって評価している。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

徴収停止等債権については全額、履行期限到来等債権については個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.9%
(平成26年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 4.2%
(平成26年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
国家賠償請求訴訟	500	東京地裁 平26(ワ)12113	違法な捜査・公訴提起等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	752	福岡地裁 平25(ワ)2852	違法な公訴提起等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	462	東京高裁 平27(ネ)1108	違法な公訴提起によって損害を被ったとする損害賠償請求 平成27年1月30日 東京地裁判決 (全部勝訴)
国家賠償請求訴訟	190	東京地裁 平24(ワ)31999	違法な捜査・公判等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	138	東京地裁 平24(ワ)36185	再審で確定した免訴判決が名誉回復を伴わないものであり損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	101	松江地裁 平25(ワ)85	刑事収容施設の医療過誤によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	102	岐阜地裁 平21(ワ)737	刑事収容施設の医療過誤によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	100	高知地裁 平26(ワ)429	公証人に対する監督義務違反等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	113	東京地裁 平26(ワ)11858	公証人に対する監督義務違反等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	136	東京高裁 平26(ネ)2195	強制送還される途上に夫が死亡したことによって損害を被ったとする損害賠償請求 平成26年3月19日 東京地裁判決 (一部敗訴)

(注1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、平成27年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2) 請求金額が1億円以上の件名を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 5,845 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 249,684 百万円

4 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

- ・東日本大震災復興特別会計（法務省所管分）

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 業務費用計算書における収益の計上

「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入額（貸倒引当金減少額）44 百万円が計上されている。

(4) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、現金及び日本銀行預金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、重油等及び刑務作業品等で払出しが行われていないものを計上している。
- ・「未収金」には、免許料及び手数料債権、損害賠償金債権、利息債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「その他の債権等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎及び宿舎に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎及び宿舎の敷地に植栽されている樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎及び宿舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に建物に付属する照明装置、冷暖房装置等を計上している。
- ・「船舶」には、船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に建設中の固定資産に係る支出（人件費や旅費など国有財産台帳等に計上されないことが明らかな支出を除く）を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が50万円以上の物品（美術品については300万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「その他固定資産」には、法務省一般会計におけるBOT方式によるPFI事業に関する建物について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額、法務省所管の東日本大震災復興特別会計における国有財産台帳に計上されない建設中の仮庁舎建物については、取得価格で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、公務災害補償費及びPFI事業に係る未払額を計上している。
- ・「保管金等」には、供託金等として受け入れた見合いの額から法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の年度末残高を差し引いた金額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産並びに復興庁所管及び文部科学省所管の東日本大震災復興特別会計に異動した法務省職員に係る退職給付引当金残高の付け替え額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。

- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
 - ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
 - ・「矯正施設収容等業務費」には、刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
 - ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
 - ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
 - ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
 - ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
 - ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
 - ・「委託費等」には、分担金及び委託費を計上している。
 - ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
 - ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
 - ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
 - ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
 - ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
 - ・「支払利息」には、PFI事業に関して発生した利息を計上している。
 - ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
 - ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ③ 資産・負債差額増減計算書
- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
 - ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
 - ・「主管の財源」には、法務省の一般会計の主管歳入のうち当該年度に調査決定を行った徴収決定済額から物品売払収入を除いた額を計上している。
 - ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額及び法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳出の支出済歳出額と自己収入の収納済歳入額との差額を計上している。
 - ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
 - ・「無償所管換等」には、省庁間又は会計間で行われた無償所管換（所属替）のほか、省庁間での負債の移管、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価格との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
 - ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
 - ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ④ 区分別収支計算書
- ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、法務省の一般会計の主管の歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額及び法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳出の支出済歳出額と自己収入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び退職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
- ・「委託費等」には、分担金及び委託費を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、「保証金」及び決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、庁舎等の土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「その他の施設整備支出」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計のその他固定資産にかかる支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務区分

- ・「リース債務の返済による支出」には、BOT方式によるPFI事業に係る債務返済の支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、BOT方式によるPFI事業に係る支払利息の支出額を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、供託金、保管金等、一般会計において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を計上している。計

上額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

(5) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 仮執行を免れるため立担保した供託金（保証金）について

法務省一般会計より支出した「民事訴訟法」第 259 条第 3 項及び第 403 条に基づき立担保した供託金（保証金）については、法務省内部の取引に該当するため本年度より供託金（保証金）見合の「保管金等」を相殺消去している。

この修正により、本年度の貸借対照表において「保管金等」が 40,186 百万円減少し、業務費用計算書において「その他の経費」が同額減少している。

また、過年度の「保管金等」の計上額の修正により、本年度の貸借対照表において「保管金等」が 1,046 百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において「無償所管換等」が同額増加している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 会計別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別 会計	相殺消去	合算合計
<資産の部>				
現金・預金	675,719	-	-	675,719
たな卸資産	301	-	-	301
未収金	5,481	-	-	5,481
前払費用	34	0	-	34
その他の債権等	4,445	648	△ 648	4,445
貸倒引当金	△ 1,625	-	-	△ 1,625
有形固定資産	1,355,474	272	-	1,355,746
国有財産（公共用財産を除く）	1,315,244	-	-	1,315,244
土地	779,805	-	-	779,805
立木竹	2,659	-	-	2,659
建物	397,859	-	-	397,859
工作物	126,497	-	-	126,497
船舶	66	-	-	66
建設仮勘定	8,355	-	-	8,355
物品	12,249	7	-	12,256
その他固定資産	27,980	265	-	28,246
無形固定資産	5,034	0	-	5,034
出資金	372	-	-	372
資産合計	2,045,240	921	△ 648	2,045,513
<負債の部>				
未払金	24,098	0	-	24,099
保管金等	634,486	-	-	634,486
賞与引当金	27,667	44	-	27,712
退職給付引当金	527,175	492	-	527,668
その他の債務等	3,081	-	△ 648	2,432
負債合計	1,216,510	537	△ 648	1,216,399
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	828,730	383	-	829,113

(2) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
現金	3,030
政府預金（日本銀行預金）	672,689
合計	675,719

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	たな卸資産評 価損	評価差額	本年度末残高
重油等	150	2,539	2,475	-	-	214
刑務作業品	79	184	184	-	-	79
その他	6	4	3	-	-	7
合計	236	2,727	2,663	-	-	301

(注) 政策目的で保有しているため、個別法による原価法で計上している。

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
利息債権	個人等	895
免許料及び手数料債権	法人	2,816
費用弁償金債権	個人等	38
返納金債権	個人等	297
弁償金債権	法人	0
損害賠償金債権	個人等	1,322
製品売払代債権	個人	1
刑務作業費債権	法人	0
延滞金債権	個人等	108
利得償還金債権	個人等	0
合計		5,481

④ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	4,445	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産
合計		4,445	

⑤ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	5,070	411	5,481	1,650	△ 25	1,625	徴収停止等債権については、全額を貸倒見積額として計上している。 履行期限到来等債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	789	19	808	789	19	808	
履行期限到来等債権	4,280	392	4,673	861	△ 44	816	
上記以外の債権	-	-	-	-	-	-	
合計	5,070	411	5,481	1,650	△ 25	1,625	

⑥ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産を除く)	1,340,397	22,128	16,106	38,331	7,156	1,315,244
行政財産	1,332,874	22,001	15,433	38,330	6,969	1,308,081
土地	771,925	3,186	9,178	-	6,708	772,642
立木竹	2,414	25	41	-	260	2,659
建物	410,907	6,346	1,421	17,973	-	397,859
工作物	140,419	6,829	401	20,350	-	126,497
船舶	67	6	0	7	-	66
建設仮勘定	7,139	5,607	4,391	-	-	8,355
普通財産	7,523	126	672	1	187	7,162
土地	7,367	-	391	-	187	7,162
立木竹	155	1	157	-	-	-
建物	-	115	114	0	-	-
工作物	0	9	9	0	-	-
物品	12,261	4,218	887	3,335	-	12,256
物品(美術品以外)	12,236	4,218	887	3,335	-	12,231
美術品	24	-	-	-	-	24
その他固定資産	29,255	265	-	1,274	-	28,246
小計	1,381,914	26,611	16,994	42,942	7,156	1,355,746
(無形固定資産)						
国有財産	0	-	-	-	△0	0
行政財産	0	-	-	-	△0	0
地上権等	0	-	-	-	△0	0
ソフトウェア	4,688	1,703	-	1,828	-	4,563
電話加入権	471	0	0	-	-	471
小計	5,159	1,704	0	1,828	△0	5,034
合計	1,387,074	28,315	16,994	44,770	7,156	1,360,781

⑦ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年 度発生分)	強制評価減	本年度末残高
日本司法支援センター	3,482	△ 3,131	-	-	21	-	372
合計	3,482	△ 3,131	-	-	21	-	372

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資金先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの出資 累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上 額(国有財産台 帳価格)	使用財務諸表
日本司法支援センター	13,937	13,565	372	351	351	100.00%	372	372	法定財務諸表
合計	13,937	13,565	372	351	351	-	372	372	

(3) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	個人	583
公務災害補償費	個人	57
PFI事業	法人	23,458
合計		24,099

② 保管金等の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
供託金	個人等	666,842
その他	個人等	8,877
小計		675,719
供託金（保証金）相殺消去	法務省一般会計	△ 41,233
合計		634,486

(注) 法務省一般会計から支出された供託金（保証金）に関しては、内部取引であるため相殺消去している。

③ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	423,644	31,394	10,048	402,297
整理資源に係る引当金	134,600	13,705	1,661	122,555
国家公務員災害補償年金に係る引当金	2,654	193	353	2,814
合計	560,899	45,294	12,062	527,668

④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
未渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	2,424
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	8
合計		2,432

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
人件費	403,456	454	-	403,911
賞与引当金繰入額	27,667	44	-	27,712
退職給付引当金繰入額	12,058	△ 6	-	12,052
検察業務費	4,640	-	-	4,640
矯正施設収容等業務費	47,345	-	-	47,345
保護観察等業務費	6,693	25	-	6,718
登記業務費	42,836	936	-	43,772
出入国管理等業務費	18,589	-	-	18,589
破壊的団体等調査業務費	2,234	-	-	2,234
補助金等	226	-	-	226
委託費等	29,945	-	-	29,945
独立行政法人運営費交付金	14,607	899	-	15,507
庁費等	51,692	140	-	51,832
その他の経費	5,468	0	-	5,468
減価償却費	44,767	3	-	44,770
貸倒引当金繰入額	△ 24	-	-	△ 24
支払利息	1,050	-	-	1,050
供託金利子	125	-	-	125
資産処分損益	205	-	-	205
本年度業務費用合計	713,587	2,499	-	716,086

(注) 東日本大震災復興特別会計財務書類は表示科目を整理しており、東日本大震災復興特別会計で計上している庁費等のうち934百万円は、省庁別財務書類(一般会計・特別会計)では保護観察等業務費25百万円及び登記業務費909百万円である。また、東日本大震災復興特別会計で計上しているその他の経費のうち、27百万円は、省庁別財務書類(一般会計・特別会計)では登記業務費である。

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
更生保護事業費補助金	更生保護法人	184	「更生保護事業法」第58条の規定により、更生保護事業の費用を補助するもの
人権啓発活動等補助金	人権教育啓発推進センター	42	人権啓発活動事業等のための補助金
合計		226	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
国選弁護士確保業務委託費	日本司法支援センター	16,066	国選弁護士選任業務委託
人権啓発活動等委託費	都道府県等	1,546	人権啓発活動事業等委託
中長期在留者住居地届出等事務委託費	市町村等	662	中長期在留者住居地届出等事務委託
更生保護委託費	更生保護法人	4,596	補導、食事付宿泊、宿泊等
登記事項証明書交付事務等委託費	日本郵便オフィスサポート株式会社、テンプスタッフ株式会社等	7,017	登記事項証明書交付事務等委託
<分担金>			
国際私法会議等分担金		56	国際私法会議規約等に基づく分担金
合計		29,945	

(4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
日本司法支援センター	14,607	「独立行政法人通則法」第46条等の規定により、日本司法支援センターの業務運営の財源の一部に充てるための交付
日本司法支援センター	899	地域経済活動の再生を図るため日本司法支援センターの行う東日本大震災に起因する法的紛争の解決に資する情報提供業務及び民事法律扶助業務の財源の一部に充てるための同センターに対する運営費交付金の交付
合計	15,507	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 前年度末資産・負債差額	777,519	107	-	777,626
II 本年度業務費用合計	△ 713,587	△ 2,499	-	△ 716,086
III 財源	759,502	2,757	-	762,259
主管の財源	98,660	-	-	98,660
配賦財源	660,841	1,643	-	662,485
自己収入	-	1,113	-	1,113
IV 無償所管換等	1,248	18	-	1,267
V 資産評価差額	4,047	-	-	4,047
VI 本年度末資産・負債差額	828,730	383	-	829,113

(2) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		653
国有財産利用収入	利子収入		23
納付金	雑納付金		1,873
諸収入	許可及手数料		40,516
諸収入	懲罰及没収金		49,163
諸収入	弁償及返納金		1,721
諸収入	矯正官署作業収入		4,145
諸収入	雑入		563
合計			98,660

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の財源	1,113
		小計	1,113
合計			1,113

(3) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財政投融资特別会計特定 国有財産整備勘定への前 渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	1,522	その他の債権等	新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだもの	
	小計	1,522			
財政投融资特別会計特定 国有財産整備勘定への未 渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	3,470	その他の債務等	新施設の引渡しを受けたが、旧施設を相手先に引き継いでいないもの	
	小計	3,470			
財産の無償所管換等 (受)	財務省等	2,378	土地、立木竹、建物、工作物	所管換等による増	
	小計	2,378			
財産の無償所管換等 (渡)	財務省等	△ 9,957	土地、立木竹、建物、工作物、退職給付引当金	所管換等による減	
	小計	△ 9,957			
財産の交換差額		1,620	土地、工作物	交換による増	
		△ 937	土地、工作物	交換による減	
	小計	683			
実測と帳簿の差額		60	土地、立木竹、建物	実測による増	
		△ 62	土地、建物	実測による減	
	小計	△ 2			
誤謬訂正等		3,613	土地、立木竹、建物、工作物、物品、ソフトウェア、保管金等	誤謬訂正等による増	
		△ 442	土地、立木竹、建物、工作物、退職給付引当金等	誤謬訂正等による減	
	小計	3,171			
合計		1,267			

(4) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産(公共用財産を除く)	-	7,156	7,156	
行政財産	-	6,969	6,969	
土地	-	6,708	6,708	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	260	260	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
普通財産	-	187	187	
土地	-	187	187	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
無形固定資産				
国有財産	-	△ 0	△ 0	
行政財産	-	△ 0	△ 0	
地上権等	-	△ 0	△ 0	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金				
(市場価格のないもの)	△ 3,131	21	△ 3,109	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 3,131	7,178	4,047	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 業務収支				
1 財源				
主管の収納済歳入額	98,408	-	-	98,408
配賦財源	660,841	1,643	-	662,485
自己収入	-	1,113	-	1,113
財源合計	759,250	2,757	-	762,007
2 業務支出				
(1)業務支出（施設整備支出を除く）				
人件費	△ 475,096	△ 488	-	△ 475,585
検察業務費	△ 4,640	-	-	△ 4,640
矯正施設収容等業務費	△ 47,345	-	-	△ 47,345
保護観察等業務費	△ 6,693	△ 25	-	△ 6,718
登記業務費	△ 42,836	△ 936	-	△ 43,772
出入国管理等業務費	△ 18,589	-	-	△ 18,589
破壊的団体等調査業務費	△ 2,234	-	-	△ 2,234
補助金等	△ 226	-	-	△ 226
委託費等	△ 29,945	-	-	△ 29,945
独立行政法人運営費交付金	△ 14,607	△ 899	-	△ 15,507
庁費等の支出	△ 56,348	△ 140	-	△ 56,489
供託金利息	△ 125	-	-	△ 125
その他の支出	△ 45,877	△ 0	-	△ 45,877
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 744,567	△ 2,491	-	△ 747,059
(2)施設整備支出				
土地に係る支出	△ 1	-	-	△ 1
建物に係る支出	△ 11,441	-	-	△ 11,441
その他の施設整備支出	-	△ 265	-	△ 265
施設整備支出合計	△ 11,443	△ 265	-	△ 11,708
業務支出合計	△ 756,010	△ 2,757	-	△ 758,767
業務収支	3,239	-	-	3,239
II 財務収支				
リース債務の返済による支出	△ 2,189	-	-	△ 2,189
利息の支払額	△ 1,050	-	-	△ 1,050
財務収支	△ 3,239	-	-	△ 3,239
本年度収支	-	-	-	-
翌年度歳入繰入	-	-	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	675,719	-	-	675,719
本年度末現金・預金残高	675,719	-	-	675,719

(注) 東日本大震災復興特別会計財務書類は表示科目を整理しており、東日本大震災復興特別会計で計上している庁費等の支出のうち934百万円は、省庁別財務書類（一般会計・特別会計）では保護観察等業務費25百万円及び登記業務費909百万円である。また、東日本大震災復興特別会計で計上しているその他の支出のうち、27百万円は、省庁別財務書類（一般会計・特別会計）では登記業務費である。

(2) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産処分収入	国有財産売却収入		3
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		740
国有財産利用収入	利子収入		1
納付金	雑納付金		1,873
諸収入	許可及手数料		40,257
諸収入	懲罰及没収金		49,163
諸収入	弁償及返納金		1,497
諸収入	矯正官署作業収入		4,150
諸収入	物品売払収入		156
諸収入	雑入		565
合計			98,408

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の収入	1,113
		小計	1,113
合計			1,113

(3) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

内容	金額
前年度末残高	575,509
本年度受入	286,053
本年度払出	185,843
本年度末残高	675,719

参考情報

1 法務省の所掌する業務の概要

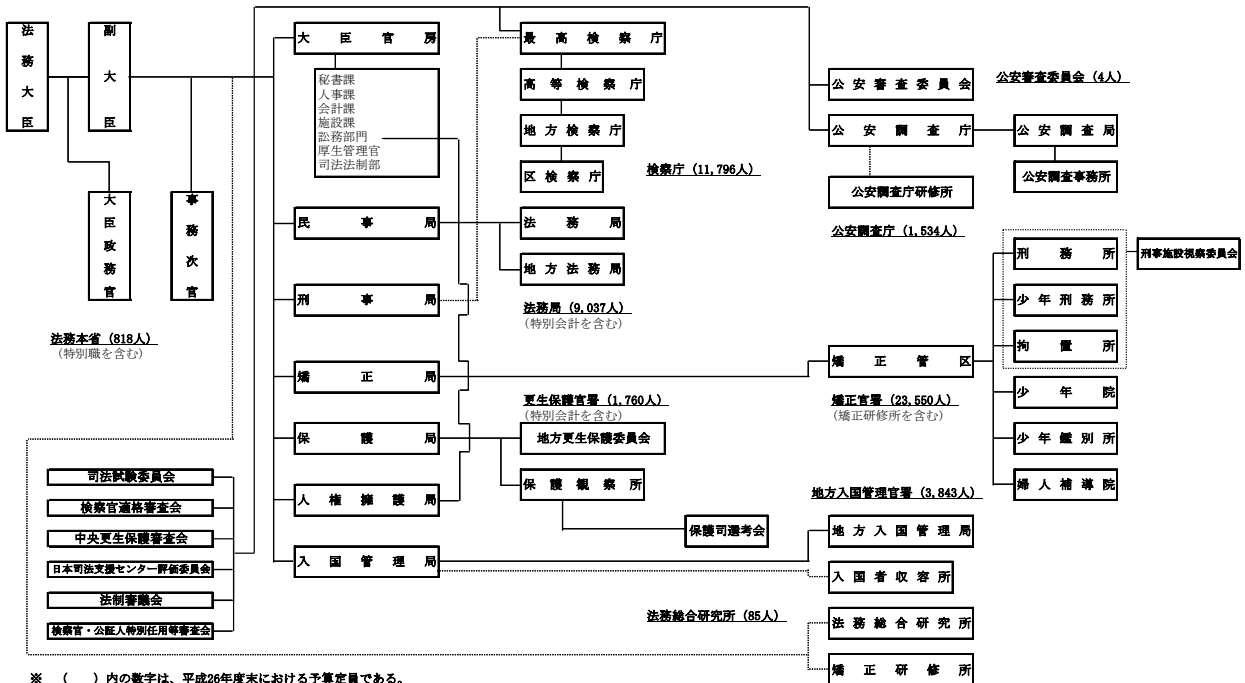
法務省は、日常生活における基本的なルール（基本法制）を定めるとともに、そのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、検察・矯正・更生保護という、犯罪を犯した人を処罰するとともにその社会復帰を援助するための制度、登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっている。

また、人権が尊重されるよう努めたり、外国人の出入国が適切に行われるようにすることも、法務省の仕事である。

(参考) 「法務省設置法」第3条

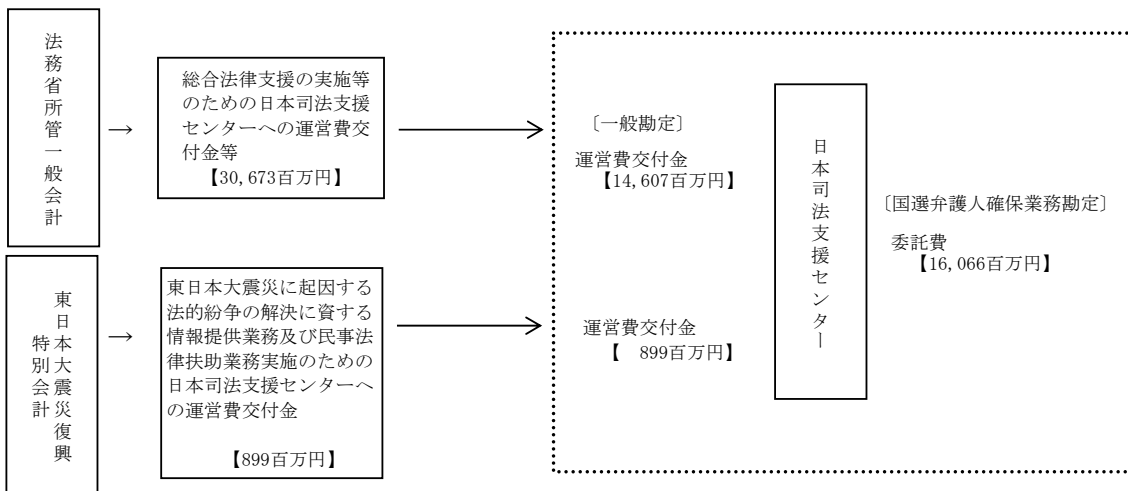
法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

2 法務省の組織及び定員



※ () 内の数字は、平成26年度末における予算定員である。

3 法務省における会計・独立行政法人等への間の財政資金の流れ



4 平成26年度歳入歳出決算の概要

(1) 一般会計の歳入歳出決算

歳入決算

収納済歳入額	<u>98,408 百万円</u>
国有財産処分収入	3 百万円
国有財産利用収入	741 百万円
納付金	1,873 百万円
諸収入	95,789 百万円

歳出決算

支出済歳出額	<u>759,250 百万円</u>
人件費	475,096 百万円
検察事務処理経費	4,640 百万円
矯正施設収容等経費	47,345 百万円
保護観察等経費	6,693 百万円
登記業務等経費	42,836 百万円
出入国管理等経費	18,589 百万円
破壊的団体等調査業務費	2,234 百万円
施設費	20,181 百万円
その他	141,632 百万円

(注) 百万円未満を切捨て。

(2) 東日本大震災復興特別会計の歳入歳出決算

歳入決算

収納済歳入額	<u>1,113 百万円</u>
雑納付金	1,112 百万円
雑収入	0 百万円

歳出決算

支出済歳出額	<u>2,757 百万円</u>
人件費	488 百万円
保護観察等経費	25 百万円
登記業務等経費	936 百万円
施設費	372 百万円
その他	933 百万円

(注) 百万円未満を切捨て。

5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債残高（借換債を除く）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>7,391,512 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>384,928 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>75,954 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>98,395 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>6,323 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>1,003 億円</u>

平成 26 年度

法務省 省庁別連結財務書類

連 結 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成26年 3月31日)	(平成27年 3月31日)		(平成26年 3月31日)	(平成27年 3月31日)
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	585,152	683,149	未払金	31,861	29,446
たな卸資産	245	308	未払費用	9	8
未収金	5,629	5,781	リース債務	363	229
民事法律扶助立替金	26,224	27,073	保管金等	575,834	634,824
前払費用	167	165	前受金	259	217
破産更生債権等	11,570	11,295	賞与引当金	28,414	28,174
その他の債権等	2,923	4,445	退職給付引当金	561,359	530,089
貸倒引当金	△ 31,708	△ 32,359	その他の債務等	6,096	2,633
有形固定資産	1,383,217	1,356,805			
国有財産等 (公共 用財産を除く)	1,341,221	1,315,986			
土地	779,292	779,805			
立木竹	2,570	2,659			
建物	411,731	398,602			
工作物	140,419	126,497			
船舶	67	66			
建設仮勘定	7,139	8,355			
物品等	12,740	12,572			
その他固定資産	29,255	28,246	負 債 合 計	1,204,197	1,225,623
無形固定資産	5,693	5,487	< 資産・負債差額の部 >		
その他の投資等	153	149	資産・負債差額	785,072	836,680
資 産 合 計	1,989,270	2,062,303	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	1,989,270	2,062,303

連結業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
人件費	378,593	411,684
賞与引当金繰入額	26,695	28,020
退職給付引当金繰入額	12,716	12,270
検察業務費	4,471	4,640
矯正施設収容等業務費	47,328	47,345
保護観察等業務費	6,328	6,718
登記業務費	42,219	43,772
出入国管理等業務費	18,203	18,589
破壊的団体等調査業務費	2,086	2,234
日本司法支援センター業務費	20,535	21,136
補助金等	256	226
委託費等	13,478	13,879
庁費等	48,166	51,832
その他の経費	5,628	5,468
減価償却費	46,367	45,195
貸倒引当金繰入額	4,979	4,775
支払利息	1,057	1,055
供託金利息	122	125
資産処分損益	1,079	205
本年度業務費用合計	680,317	719,179

連結資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	741,860	785,072
II 本年度業務費用合計	△ 680,317	△ 719,179
III 財源	706,226	762,139
主管の財源	96,509	96,564
配賦財源	606,248	662,485
自己収入	0	0
独立行政法人等収入	3,469	3,089
IV 無償所管換等	25,449	1,490
V 資産評価差額	△ 8,146	7,156
VI 本年度末資産・負債差額	785,072	836,680

連結区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	96,647	96,535
配賦財源	606,248	662,485
自己収入	0	0
独立行政法人等収入	12,996	12,869
前年度剰余金等受入	11,351	9,643
財源合計	727,243	781,533
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 452,390	△ 483,457
検察業務費	△ 4,471	△ 4,640
矯正施設収容等業務費	△ 47,328	△ 47,345
保護観察等業務費	△ 6,328	△ 6,718
登記業務費	△ 42,219	△ 43,772
出入国管理等業務費	△ 18,203	△ 18,589
破壊的団体等調査業務費	△ 2,086	△ 2,234
日本司法支援センター業務費	△ 35,223	△ 35,555
補助金等	△ 256	△ 226
委託費等	△ 13,478	△ 13,879
庁費等の支出	△ 52,241	△ 56,489
供託金利息	△ 122	△ 125
その他の支出	△ 5,628	△ 45,654
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 679,980	△ 758,691
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	-	△ 1
建物に係る支出	△ 34,214	△ 11,441
その他の施設整備支出	-	△ 265
独立行政法人等における固定資産取得支出	△ 156	△ 325
施設整備支出合計	△ 34,370	△ 12,033
業務支出合計	△ 714,351	△ 770,724
業務収支	12,892	10,808
II 財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 2,391	△ 2,323
利息の支払額	△ 1,057	△ 1,055

その他の財務収支	200	-
財務収支	△ 3,248	△ 3,379
本年度収支	9,643	7,429
翌年度歳入繰入等	9,643	7,429
収支に関する換算差額	-	0
その他歳計外現金・預金本年度末残高	575,509	675,719
本年度末現金・預金残高	585,152	683,149

注 記

1 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

独立行政法人等の名称	出資額 (百万円)	出資割合	子会社数
日本司法支援センター	351	100.0%	-

(注1) 名称、出資額、出資割合及び子会社数は平成27年3月31日時点によっている。

2 出納整理期間における現金の受払いの修正

国の会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に国の会計との出納整理期間中の受払等は終了したものとして修正を行っている。

3 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。省庁別連結財務書類の作成に際して、国の会計と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した連結対象法人の特有の会計処理については、修正を行っている。

(1) 運営費交付金等

連結対象法人において貸借対照表に計上されている運営費交付金債務、預り寄附金、資産見返運営費交付金、資産見返物品受贈額は、財源等に振替処理を行っている。

(2) 退職給付引当金及び賞与引当金

独立行政法人会計基準等に基づき引当外とされている退職給付引当金及び賞与引当金については、所要額を計上している。

4 省庁別財務書類と連結対象法人の会計処理の重要な相違

(1) 退職給付引当金

省庁別財務書類においては退職手当に係る退職給付引当金として期末自己都合要支給額を計上しているが、日本司法支援センターにおいては期末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

5 追加情報

(1) 表示科目の内容

① 連結貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、法務省及び日本司法支援センターの現金・預金の残高を計上している。
- ・「たな卸資産」には、法務省のたな卸資産及び日本司法支援センターの貯蔵品を計上している。
- ・「未収金」には、法務省及び日本司法支援センターの未収金を計上している。
- ・「民事法律扶助立替金」には、日本司法支援センターにおける「総合法律支援法」第30条第1項第2号の規定による立替金のうち破産更生債権等以外のものを計上している。
- ・「前払費用」には、法務省及び日本司法支援センターの前払費用を計上している。
- ・「破産更生債権等」には、日本司法支援センターの破産更生債権等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、独立の科目で表示しているもの以外の債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、民事法律扶助立替金等に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産等（公共用財産を除く）」には、国有財産及び日本司法支援センターの有形固定資産のうち、公共用財産及び物品等以外を計上している。

- ・「土地」には、法務省が保有する土地を計上している。
- ・「立木竹」には、法務省が保有する立木竹を計上している。
- ・「建物」には、法務省が保有する建物のほか、日本司法支援センターが保有する建物を計上している。
- ・「工作物」には、法務省が保有する工作物を計上している。
- ・「船舶」には、法務省が保有する船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、法務省における建設仮勘定を計上している。
- ・「物品等」には、法務省が保有する物品のほか、日本司法支援センターの工具器具備品等を計上している。
- ・「その他固定資産」には、法務省一般会計におけるBOT方式によるPFI事業に関する建物について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額、法務省所管の東日本大震災復興特別会計における国有財産台帳に計上されない建設中の仮庁舎建物については、取得価格で計上している。
- ・「無形固定資産」には、法務省が保有するソフトウェアのほか、日本司法支援センターのソフトウェアを計上している。
- ・「その他の投資等」には、日本司法支援センターが差し入れている敷金、保証金を計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、法務省及び日本司法支援センターの未払金を計上している。
- ・「未払費用」には、日本司法支援センターの未払費用を計上している。
- ・「リース債務」には、日本司法支援センターのリース債務を計上している。
- ・「保管金等」には、法務省が供託金等として受け入れた見合いの額から法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の年度末残高を差し引いた金額及び日本司法支援センターが保管している保管金等を計上している。
- ・「前受金」には、日本司法支援センターの前受金を計上している。
- ・「賞与引当金」には、会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、独立の科目で表示している債務以外の債務等を計上している。

② 連結業務費用計算書

- ・「人件費」には、法務省における人件費のほか日本司法支援センターにおいて人件費に該当するものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、法務省及び日本司法支援センターの賞与引当金繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。

- ・「日本司法支援センター業務費」には、日本司法支援センターにおいて総合法律支援に関する事業を行うために要した費用を計上している。
 - ・「補助金等」には、法務省の補助金を計上している。
 - ・「委託費等」には、法務省の委託費等を計上している。
 - ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、他の科目で計上されていないものであって、資産計上されていないものを計上している。
 - ・「その他の経費」には、法務省における業務費用のうち、独立の科目で表示されている以外のものを計上している。
 - ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
 - ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度において負担する額を計上している。
 - ・「支払利息」には、法務省のほか、日本司法支援センターにおける支払利息を計上している。
 - ・「供託金利子」には、法務省の供託金利子を計上している。
 - ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ③ 連結資産・負債差額増減計算書
- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
 - ・「本年度業務費用合計」には、連結業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
 - ・「主管の財源」には、法務省の一般会計の主管歳入のうち当該年度に調査決定を行った徴収決定済額から物品売払収入を除いた額を計上している。
 - ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額及び法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳出の支出済歳出額と自己収入の収納済歳入額との差額を計上している。
 - ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
 - ・「独立行政法人等収入」には、日本司法支援センターにおける収益を計上している。
 - ・「無償所管換等」には、法務省における省庁間又は会計間で行われた無償所管換（所属替）のほか、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
 - ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格改定に伴う評価差額を計上している。
 - ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ④ 連結区分別収支計算書
- ア 業務収支
- ・「主管の収納済歳入額」には、法務省の一般会計の主管の歳入の収納済歳入額を計上している。
 - ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額及び法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳出の支出済歳出額と自己収入の収納済歳入額との差額を計上している。
 - ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
 - ・「独立行政法人等収入」には、日本司法支援センターにおける収益を計上している。
 - ・「前年度剰余金等受入」には、日本司法支援センターの前年度剰余金を計上している。
 - ・「人件費」には、法務省における人件費のほか日本司法支援センターの人件費に該当するものを計上している。
 - ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
 - ・「矯正施設収容等業務費」には、刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣

食、医療、作業等に要した経費を計上している。

- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「日本司法支援センター業務費」には、日本司法支援センターにおいて総合法律支援に関する事業を行うために要した費用を計上している。
- ・「補助金等」には、法務省の補助金を計上している。
- ・「委託費等」には、法務省の委託費等を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「供託金利子」には、法務省の供託金利子を計上している。
- ・「その他の支出」には、法務省におけるその他の支出を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、法務省における庁舎等の土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、法務省における庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「その他の施設整備支出」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計のその他固定資産にかかる支出を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、日本司法支援センターにおける固定資産の取得及び敷金・保証金の差入による支出を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、法務省のBOT方式によるPFI事業に係る債務の返済支出及び日本司法支援センターのリース債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、法務省及び日本司法支援センターの支払利息の支出額を計上している。
- ・「その他の財務収支」には、前会計年度において、日本司法支援センターにおけるその他の財務収支を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入等」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「収支に関する換算差額」には、日本司法支援センターの保有する外国通貨に係る換算差額等を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、供託金、保管金等の法務省において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入等」に「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を加減したものを計上している。計上額は、連結貸借対照表の現金・預金と一致する。

(2) その他省庁別連結財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 法務省と日本司法支援センター間の債権債務等について相殺消去を行っている。
- ② 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ③ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ④ 仮執行を免れるため立担保した供託金（保証金）について

法務省一般会計より支出した「民事訴訟法」第 259 条第 3 項及び第 403 条に基づき立担保した供託金（保証金）については、法務省内部の取引に該当するため本年度より供託金（保証金）見合の「保管金等」を相殺消去している。

この修正により、本年度の貸借対照表において「保管金等」が 40,186 百万円減少し、業務費用計算書において「その他の経費」が同額減少している。

また、過年度の「保管金等」の計上額の修正により、本年度の貸借対照表において「保管金等」が 1,046 百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において「無償所管換等」が同額増加している。

附属明細書

1 連結対象法人別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
<資産の部>					
現金・預金	675,719	7,429	7,429	-	683,149
たな卸資産	301	7	7	-	308
未収金	5,481	522	522	△ 223	5,781
民事法律扶助立替金	-	27,073	27,073	-	27,073
前払費用	34	130	130	-	165
破産更生債権等 ※	-	11,295	11,295	-	11,295
その他の債権等	4,445	-	-	-	4,445
貸倒引当金 ※	△ 1,625	△ 30,734	△ 30,734	-	△ 32,359
有形固定資産	1,355,746	1,059	1,059	-	1,356,805
国有財産等（公共用財産を除く）	1,315,244	742	742	-	1,315,986
土地	779,805	-	-	-	779,805
立木竹	2,659	-	-	-	2,659
建物	397,859	742	742	-	398,602
工作物	126,497	-	-	-	126,497
船舶	66	-	-	-	66
建設仮勘定	8,355	-	-	-	8,355
物品等	12,256	316	316	-	12,572
その他固定資産	28,246	-	-	-	28,246
無形固定資産	5,034	452	452	-	5,487
出資金	372	-	-	△ 372	-
その他の投資等	-	149	149	-	149
資産合計	2,045,513	17,386	17,386	△ 596	2,062,303
<負債の部>					
未払金	24,099	5,570	5,570	△ 223	29,446
未払費用	-	8	8	-	8
リース債務	-	229	229	-	229
保管金等	634,486	337	337	-	634,824
前受金	-	217	217	-	217
賞与引当金	27,712	461	461	-	28,174
退職給付引当金	527,668	2,421	2,421	-	530,089
その他の債務等	2,432	201	201	-	2,633
負債合計	1,216,399	9,446	9,446	△ 223	1,225,623
<資産・負債差額の部>					
資産・負債差額	829,113	7,939	7,939	△ 372	836,680

※「破産更生債権等」には連結対象法人における破産更生債権等を計上している。なお、法務省の貸倒引当金の対象債権については、法務省省庁別財務書類の「貸倒引当金の明細」に表示している。

2 連結対象法人別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
人件費	403,911	7,772	7,772	-	411,684
賞与引当金繰入額	27,712	307	307	-	28,020
退職給付引当金繰入額	12,052	218	218	-	12,270
検察業務費	4,640	-	-	-	4,640
矯正施設収容等業務費	47,345	-	-	-	47,345
保護観察等業務費	6,718	-	-	-	6,718
登記業務費	43,772	-	-	-	43,772
出入国管理等業務費	18,589	-	-	-	18,589
破壊的団体等調査業務費	2,234	-	-	-	2,234
日本司法支援センター業務費	-	21,136	21,136	-	21,136
補助金等	226	-	-	-	226
委託費等	29,945	-	-	△ 16,066	13,879
独立行政法人運営費交付金	15,507	-	-	△ 15,507	-
庁費等	51,832	-	-	-	51,832
その他の経費	5,468	-	-	-	5,468
減価償却費	44,770	425	425	-	45,195
貸倒引当金繰入額	△ 24	4,800	4,800	-	4,775
支払利息	1,050	5	5	-	1,055
供託金利子	125	-	-	-	125
資産処分損益	205	-	-	-	205
本年度業務費用合計	716,086	34,665	34,665	△ 31,573	719,179

3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
I 前年度末資産・負債差額	777,626	10,928	10,928	△ 3,482	785,072
II 本年度業務費用合計	△ 716,086	△ 34,665	△ 34,665	31,573	△ 719,179
III 財源	762,259	34,662	34,662	△ 34,782	762,139
主管の財源	98,660	-	-	△ 2,096	96,564
配賦財源	662,485	-	-	-	662,485
自己収入	1,113	-	-	△ 1,112	0
独立行政法人等収入	-	34,662	34,662	△ 31,573	3,089
IV 無償所管換等	1,267	-	-	223	1,490
V 中期計画終了に伴う国庫納付金	-	△ 2,986	△ 2,986	2,986	-
VI 資産評価差額	4,047	-	-	3,109	7,156
VII 本年度末資産・負債差額	829,113	7,939	7,939	△ 372	836,680

4 連結対象法人別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
I 業務収支					
1 財源					
主管の収納済歳入額	98,408	-	-	△ 1,873	96,535
配賦財源	662,485	-	-	-	662,485
自己収入	1,113	-	-	△ 1,112	0
独立行政法人等収入	-	44,665	44,665	△ 31,796	12,869
前年度剰余金等受入	-	9,643	9,643	-	9,643
財源合計	762,007	54,308	54,308	△ 34,782	781,533
2 業務支出					
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）					
人件費	△ 475,585	△ 7,872	△ 7,872	-	△ 483,457
検察業務費	△ 4,640	-	-	-	△ 4,640
矯正施設収容等業務費	△ 47,345	-	-	-	△ 47,345
保護観察等業務費	△ 6,718	-	-	-	△ 6,718
登記業務費	△ 43,772	-	-	-	△ 43,772
出入国管理等業務費	△ 18,589	-	-	-	△ 18,589
破壊的団体等調査業務費	△ 2,234	-	-	-	△ 2,234
日本司法支援センター業務費	-	△ 35,555	△ 35,555	-	△ 35,555
補助金等	△ 226	-	-	-	△ 226
委託費等	△ 29,945	-	-	16,066	△ 13,879
独立行政法人運営費交付金	△ 15,507	-	-	15,507	-
国庫納付による支出	-	△ 2,986	△ 2,986	2,986	-
庁費等の支出	△ 56,489	-	-	-	△ 56,489
供託金利息	△ 125	-	-	-	△ 125
その他の支出	△ 45,877	-	-	223	△ 45,654
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 747,059	△ 46,414	△ 46,414	34,782	△ 758,691
(2) 施設整備支出					
土地に係る支出	△ 1	-	-	-	△ 1
建物に係る支出	△ 11,441	-	-	-	△ 11,441
その他の施設整備支出	△ 265	-	-	-	△ 265
独立行政法人等における固定資産取得支出	-	△ 325	△ 325	-	△ 325
施設整備支出合計	△ 11,708	△ 325	△ 325	-	△ 12,033
業務支出合計	△ 758,767	△ 46,739	△ 46,739	34,782	△ 770,724
業務収支	3,239	7,569	7,569	-	10,808
II 財務収支					
リース債務の返済による支出	△ 2,189	△ 134	△ 134	-	△ 2,323
利息の支払額	△ 1,050	△ 5	△ 5	-	△ 1,055
財務収支	△ 3,239	△ 139	△ 139	-	△ 3,379
本年度収支	-	7,429	7,429	-	7,429
翌年度歳入繰入等	-	7,429	7,429	-	7,429
収支に関する換算差額	-	0	0	-	0
その他歳計外現金・預金 本年度末残高	675,719	-	-	-	675,719
本年度末現金・預金残高	675,719	7,429	7,429	-	683,149

平成 26 年度

法務省 一般会計省庁別財務書類

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成26年 3月31日)	(平成27年 3月31日)		(平成26年 3月31日)	(平成27年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	575,509	675,719	未払金	26,339	24,098
たな卸資産	236	301	保管金等	575,509	634,486
未収金	5,070	5,481	賞与引当金	26,370	27,667
前払費用	30	34	退職給付引当金	560,485	527,175
その他の債権等	2,923	4,445	その他の債務等	6,442	3,081
貸倒引当金	△ 1,650	△ 1,625			
有形固定資産	1,381,903	1,355,474			
国有財産(公共用 財産を除く)	1,340,397	1,315,244			
土地	779,292	779,805			
立木竹	2,570	2,659			
建物	410,907	397,859			
工作物	140,419	126,497			
船舶	67	66			
建設仮勘定	7,139	8,355			
物品	12,250	12,249			
その他固定資産	29,255	27,980	負債合計	1,195,147	1,216,510
無形固定資産	5,159	5,034	<資産・負債差額の部>		
出資金	3,482	372	資産・負債差額	777,519	828,730
資産合計	1,972,666	2,045,240	負債及び資産・ 負債差額合計	1,972,666	2,045,240

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
人件費	371,133	403,456
賞与引当金繰入額	26,370	27,667
退職給付引当金繰入額	12,689	12,058
検察業務費	4,471	4,640
矯正施設収容等業務費	47,328	47,345
保護観察等業務費	6,268	6,693
登記業務費	41,260	42,836
出入国管理等業務費	18,203	18,589
破壊的団体等調査業務費	2,086	2,234
補助金等	256	226
委託費等	28,678	29,945
独立行政法人運営費交付金	12,627	14,607
庁費等	46,381	51,692
その他の経費	5,627	5,468
減価償却費	45,941	44,767
貸倒引当金繰入額	62	△ 24
支払利息	1,051	1,050
供託金利息	122	125
資産処分損益	1,079	205
本年度業務費用合計	671,643	713,587

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	728,730	777,519
II 本年度業務費用合計	△ 671,643	△ 713,587
III 財源	699,313	759,502
主管の財源	96,509	98,660
配賦財源	602,804	660,841
IV 無償所管換等	26,108	1,248
V 資産評価差額	△ 4,990	4,047
VI 本年度末資産・負債差額	777,519	828,730

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	96,647	98,408
配賦財源	602,804	660,841
財源合計	699,451	759,250
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 444,546	△ 475,096
検察業務費	△ 4,471	△ 4,640
矯正施設収容等業務費	△ 47,328	△ 47,345
保護観察等業務費	△ 6,268	△ 6,693
登記業務費	△ 41,260	△ 42,836
出入国管理等業務費	△ 18,203	△ 18,589
破壊的団体等調査業務費	△ 2,086	△ 2,234
補助金等	△ 256	△ 226
委託費等	△ 28,678	△ 29,945
独立行政法人運営費交付金	△ 12,627	△ 14,607
庁費等の支出	△ 50,456	△ 56,348
供託金利子	△ 122	△ 125
その他の支出	△ 5,627	△ 45,877
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 661,936	△ 744,567
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	-	△ 1
建物に係る支出	△ 34,214	△ 11,441
施設整備支出合計	△ 34,214	△ 11,443
業務支出合計	△ 696,150	△ 756,010
業務収支	3,301	3,239
II 財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 2,249	△ 2,189
利息の支払額	△ 1,051	△ 1,050
財務収支	△ 3,301	△ 3,239
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	575,509	675,719

注 記

1 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

政策目的で保有しているため、個別法による原価法で計上している。

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

その他固定資産については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成19年4月1日以後に新規取得したその他固定資産は定額法）によっている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(3) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

出資金は、すべて「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格（出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額）によって評価している。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

徴収停止等債権については全額、履行期限到来等債権については個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.9%
(平成26年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 4.2%
(平成26年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位:百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
国家賠償請求訴訟	500	東京地裁 平26(ワ)12113	違法な捜査・公訴提起等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	752	福岡地裁 平25(ワ)2852	違法な公訴提起等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	462	東京高裁 平27(ネ)1108	違法な公訴提起によって損害を被ったとする損害賠償請求 平成27年1月30日 東京地裁判決 (全部勝訴)
国家賠償請求訴訟	190	東京地裁 平24(ワ)31999	違法な捜査・公判等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	138	東京地裁 平24(ワ)36185	再審で確定した免訴判決が名誉回復を伴わないものであり損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	101	松江地裁 平25(ワ)85	刑事収容施設の医療過誤によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	102	岐阜地裁 平21(ワ)737	刑事収容施設の医療過誤によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	100	高知地裁 平26(ワ)429	公証人に対する監督義務違反等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	113	東京地裁 平26(ワ)11858	公証人に対する監督義務違反等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	136	東京高裁 平26(ネ)2195	強制送還される途上に夫が死亡したことによって損害を被ったとする損害賠償請求 平成26年3月19日 東京地裁判決 (一部敗訴)

(注1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、平成27年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2) 請求金額が1億円以上の件名を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 5,565百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 249,319百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 業務費用計算書における収益の計上

「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入額(貸倒引当金減少額)44百万円が計上されている。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、現金及び日本銀行預金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、重油等、刑務作業品等で払出しが行われていないものを計上している。
- ・「未収金」には、免許料及び手数料債権、損害賠償金債権、利息債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「その他の債権等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎及び宿舎に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎及び宿舎の敷地に植栽されている樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎及び宿舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に建物に付属する照明装置、冷暖房装置等を計上している。
- ・「船舶」には、船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に建設中の固定資産に係る支出（人件費や旅費など国有財産台帳等に計上されないことが明らかな支出を除く）を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が50万円以上の物品（美術品については300万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「その他固定資産」には、BOT方式によるPFI事業に関する建物について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権等については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、公務災害補償費及びPFI事業に係る未払額を計上している。
- ・「保管金等」には、供託金等として受け入れた見合いの額から法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の年度末残高を差し引いた金額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産及び東日本大震災復興特別会計に異動した法務省職員に係る退職給付引当金残高の付け替え額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。

- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
- ・「委託費等」には、分担金及び委託費を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
- ・「支払利息」には、PFI事業に関して発生した利息を計上している。
- ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、当該年度に調査決定を行った徴収決定済額から物品売払収入を除いた額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、省庁間又は会計間で行われた無償所管換（所属替）のほか、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価格との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、法務省の主管の歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び退職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」

に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。

- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
- ・「委託費等」には、分担金及び委託費を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、「保証金」及び決算書の使途別分類が「旅費」、「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、庁舎等の土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、BOT方式によるPFI事業に係る債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、BOT方式によるPFI事業に係る支払利息の支出を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、供託金、保管金等、一般会計において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を計上している。計上している額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

(4) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 仮執行を免れるため立担保した供託金（保証金）について

法務省一般会計より支出した「民事訴訟法」第259条第3項及び第403条に基づき立担保した供託金（保証金）については、法務省内部の取引に該当するため本年度より供託金（保証金）見合の「保管金等」を相殺消去している。

この修正により、本年度の貸借対照表において「保管金等」が40,186百万円減少し、業務費用計算書において「その他の経費」が同額減少している。

また、過年度の「保管金等」の計上額の修正により、本年度の貸借対照表において「保管金等」が1,046百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において「無償所管換等」が同額増加している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
現金	3,030
政府預金（日本銀行預金）	672,689
合計	675,719

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	たな卸資産評価損	評価差額	本年度末残高
重油等	150	2,539	2,475	-	-	214
刑務作業品	79	184	184	-	-	79
その他	6	4	3	-	-	7
合計	236	2,727	2,663	-	-	301

(注) 政策目的で保有しているため、個別法による原価法で計上している。

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
利息債権	個人等	895
免許料及び手数料債権	法人	2,816
費用弁償金債権	個人等	38
返納金債権	個人等	297
弁償金債権	法人	0
損害賠償金債権	個人等	1,322
製品売払代債権	個人	1
刑務作業費債権	法人	0
延滞金債権	個人等	108
利得償還金債権	個人等	0
合計		5,481

④ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	4,445	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産
合計		4,445	

⑤ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	5,070	411	5,481	1,650	△ 25	1,625	徴収停止等債権については、全額を貸倒見積額として計上している。 履行期限到来等債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	789	19	808	789	19	808	
履行期限到来等債権	4,280	392	4,673	861	△ 44	816	
上記以外の債権	-	-	-	-	-	-	
合計	5,070	411	5,481	1,650	△ 25	1,625	

⑥ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産を除く)	1,340,397	22,128	16,106	38,331	7,156	1,315,244
行政財産	1,332,874	22,001	15,433	38,330	6,969	1,308,081
土地	771,925	3,186	9,178	-	6,708	772,642
立木竹	2,414	25	41	-	260	2,659
建物	410,907	6,346	1,421	17,973	-	397,859
工作物	140,419	6,829	401	20,350	-	126,497
船舶	67	6	0	7	-	66
建設仮勘定	7,139	5,607	4,391	-	-	8,355
普通財産	7,523	126	672	1	187	7,162
土地	7,367	-	391	-	187	7,162
立木竹	155	1	157	-	-	-
建物	-	115	114	0	-	-
工作物	0	9	9	0	-	-
物品	12,250	4,218	887	3,332	-	12,249
物品(美術品以外)	12,226	4,218	887	3,332	-	12,224
美術品	24	-	-	-	-	24
その他固定資産	29,255	-	-	1,274	-	27,980
小計	1,381,903	26,346	16,994	42,938	7,156	1,355,474
(無形固定資産)						
国有財産	0	-	-	-	△0	0
行政財産	0	-	-	-	△0	0
地上権等	0	-	-	-	△0	0
ソフトウェア	4,688	1,703	-	1,828	-	4,563
電話加入権	471	0	0	-	-	471
小計	5,159	1,704	0	1,828	△0	5,034
合計	1,387,063	28,050	16,994	44,767	7,156	1,360,509

⑦ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
日本司法支援センター	3,482	△ 3,131	-	-	21	-	372
合計	3,482	△ 3,131	-	-	21	-	372

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会計からの出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額による算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上額(国有財産台帳価格)	使用財務諸表
日本司法支援センター	13,937	13,565	372	351	351	100.00%	372	372	法定財務諸表
合計	13,937	13,565	372	351	351	-	372	372	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	個人	582
公務災害補償費	個人	57
PFI事業	法人	23,458
合計		24,098

② 保管金等の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
供託金	個人等	666,842
その他	個人等	8,877
小計		675,719
供託金（保証金）相殺消去	法務省一般会計	△ 41,233
合計		634,486

(注) 法務省一般会計から支出された供託金（保証金）に関しては、内部取引であるため相殺消去している。

③ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	423,229	31,674	10,249	401,805
整理資源に係る引当金	134,600	13,705	1,661	122,555
国家公務員災害補償年金に係る引当金	2,654	193	353	2,814
合計	560,485	45,573	12,264	527,175

(注1) 退職手当に係る引当金の本年度取崩額31,674百万円のうち286百万円は、平成26年度において東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる減少額である。

(注2) 退職手当に係る引当金の本年度増加額10,249百万円のうち205百万円は、平成26年度において東日本大震災復興特別会計から一般会計に職員が異動したことによる増加額である。

④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
未渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	2,424
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	656
合計		3,081

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	法務本省	法務総合研究 所	検察庁	矯正官署	更生保護官署	法務局
人件費	69,461	720	83,578	146,517	10,710	60,293
賞与引当金繰入額	601	64	7,518	11,017	929	4,890
退職給付引当金繰入額	12,058	-	-	-	-	-
検察業務費	-	-	4,640	-	-	-
矯正施設収容等業務費	-	-	-	47,345	-	-
保護観察等業務費	-	-	-	-	6,693	-
登記業務費	-	-	-	-	-	42,836
出入国管理等業務費	-	-	-	-	-	-
破壊的団体等調査業務費	-	-	-	-	-	-
補助金等	226	-	-	-	-	-
委託費等	18,331	-	-	-	4,596	7,017
独立行政法人運営費交付金	14,607	-	-	-	-	-
庁費等	12,160	609	8,066	21,181	653	7,128
その他の経費	1,784	433	516	841	102	1,617
減価償却費	1,466	-	5,590	29,510	46	5,649
貸倒引当金繰入額	△ 24	-	-	-	-	-
支払利息	-	-	3	1,044	-	2
供託金利子	-	-	-	-	-	125
資産処分損益	650	0	△ 229	△ 11	1	△ 54
本年度業務費用合計	131,325	1,829	109,684	257,447	23,733	129,506

(単位：百万円)

	地方入国管理 官署	公安審査委員 会	公安調査庁	合計
人件費	21,802	32	10,339	403,456
賞与引当金繰入額	1,763	3	878	27,667
退職給付引当金繰入額	-	-	-	12,058
検察業務費	-	-	-	4,640
矯正施設収容等業務費	-	-	-	47,345
保護観察等業務費	-	-	-	6,693
登記業務費	-	-	-	42,836
出入国管理等業務費	18,589	-	-	18,589
破壊的団体等調査業務費	-	-	2,234	2,234
補助金等	-	-	-	226
委託費等	-	-	-	29,945
独立行政法人運営費交付金	-	-	-	14,607
庁費等	1,389	7	494	51,692
その他の経費	104	15	52	5,468
減価償却費	2,464	-	38	44,767
貸倒引当金繰入額	-	-	-	△ 24
支払利息	-	-	-	1,050
供託金利子	-	-	-	125
資産処分損益	△ 133	-	△ 17	205
本年度業務費用合計	45,980	58	14,020	713,587

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
更生保護事業費補助金	更生保護法人	184	「更生保護事業法」第58条の規定により、更生保護事業の費用を補助するもの
人権啓発活動等補助金	人権教育啓発推進センター	42	人権啓発活動事業等のための補助金
合計		226	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
国選弁護士確保業務委託費	日本司法支援センター	16,066	国選弁護士選任業務委託
人権啓発活動等委託費	都道府県等	1,546	人権啓発活動事業等委託
中長期在留者住居地届出等事務委託費	市町村等	662	中長期在留者住居地届出等事務委託
更生保護委託費	更生保護法人	4,596	補導、食事付宿泊、宿泊等
登記事項証明書交付事務等委託費	日本郵便オフィスサポート株式会社、テンプスタッフ株式会社等	7,017	登記事項証明書交付事務等委託
<分担金>			
国際私法会議等分担金		56	国際私法会議規約等に基づく分担金
合計		29,945	

(4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
日本司法支援センター	14,607	「独立行政法人通則法」第46条等の規定により、日本司法支援センターの業務運営の財源の一部に充てるための交付
合計	14,607	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		653
国有財産利用収入	利子収入		23
納付金	雑納付金		1,873
諸収入	許可及手数料		40,516
諸収入	懲罰及没収金		49,163
諸収入	弁償及返納金		1,721
諸収入	矯正官署作業収入		4,145
諸収入	雑入		563
合計			98,660

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定	1,522	その他の債権等	新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだものの増減	
	小計	1,522			
財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産	財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定	3,470	その他の債務等	新施設の引渡しを受けたが、旧施設を相手先に引き継いでいないものの増減	
	小計	3,470			
財産の無償所管換等(受)	財務省等	2,378	土地、立木竹、建物、工作物	所管換等による増	
	小計	2,378			
財産の無償所管換等(渡)	財務省等	△ 9,975	土地、立木竹、建物、工作物、退職給付引当金	所管換等による減	
	小計	△ 9,975			
財産の交換差額		1,620	土地、工作物	交換による増	
		△ 937	土地、工作物	交換による減	
	小計	683			
実測と帳簿の差額		60	土地、立木竹、建物	実測による増	
		△ 62	土地、建物	実測による減	
	小計	△ 2			
誤謬訂正等		3,613	土地、立木竹、建物、工作物、物品、ソフトウェア、保管金等	誤謬訂正等による増	
		△ 442	土地、立木竹、建物、工作物、退職給付引当金等	誤謬訂正等による減	
	小計	3,171			
合計		1,248			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産（公共用財産を除く）	-	7,156	7,156	
行政財産	-	6,969	6,969	
土地	-	6,708	6,708	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	260	260	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
普通財産	-	187	187	
土地	-	187	187	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
無形固定資産				
国有財産	-	△ 0	△ 0	
行政財産	-	△ 0	△ 0	
地上権等	-	△ 0	△ 0	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金				
(市場価格のないもの)	△ 3,131	21	△ 3,109	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 3,131	7,178	4,047	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産処分収入	国有財産売払収入		3
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		740
国有財産利用収入	利子収入		1
納付金	雑納付金		1,873
諸収入	許可及手数料		40,257
諸収入	懲罰及没収金		49,163
諸収入	弁償及返納金		1,497
諸収入	矯正官署作業収入		4,150
諸収入	物品売払収入		156
諸収入	雑入		565
合計			98,408

(2) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

内容	金額
前年度末残高	575,509
本年度受入	286,053
本年度払出	185,843
本年度末残高	675,719

参考情報

1 法務省の所掌する業務の概要

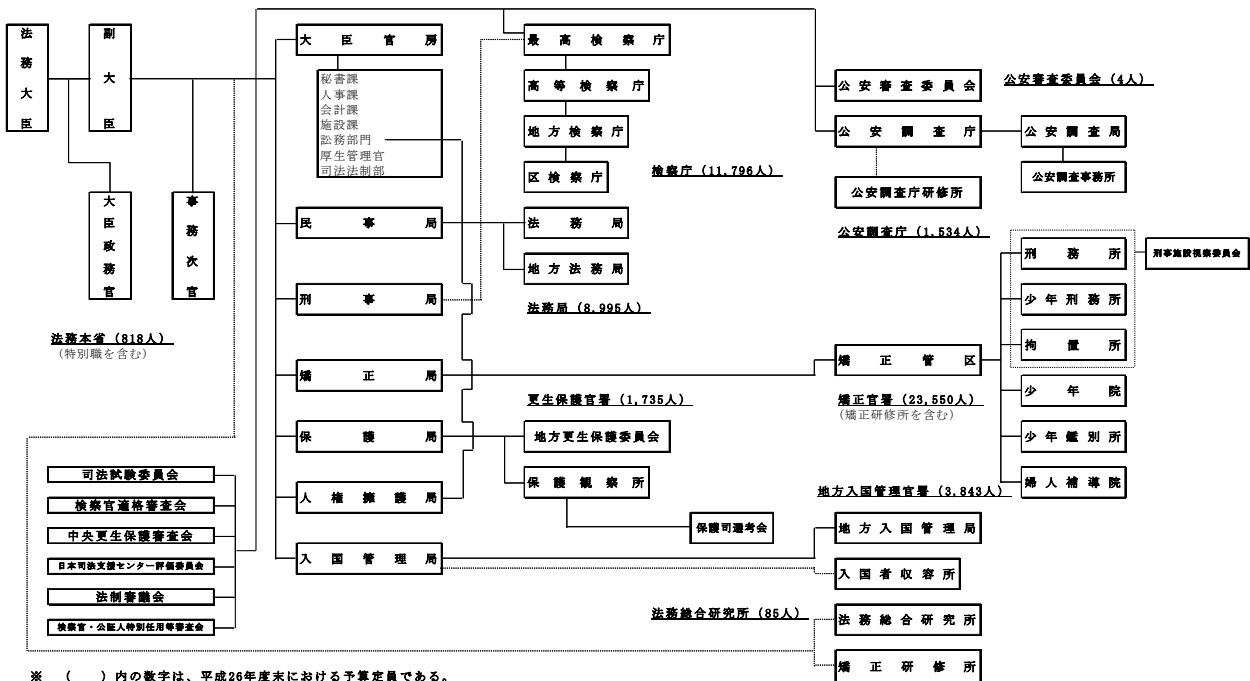
法務省は、日常生活における基本的なルール（基本法制）を定めるとともに、そのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、検察・矯正・更生保護という、犯罪を犯した人を処罰するとともにその社会復帰を援助するための制度、登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっている。

また、人権が尊重されるよう努めたり、外国人の出入国が適切に行われるようにすることも、法務省の仕事である。

(参考) 「法務省設置法」第3条

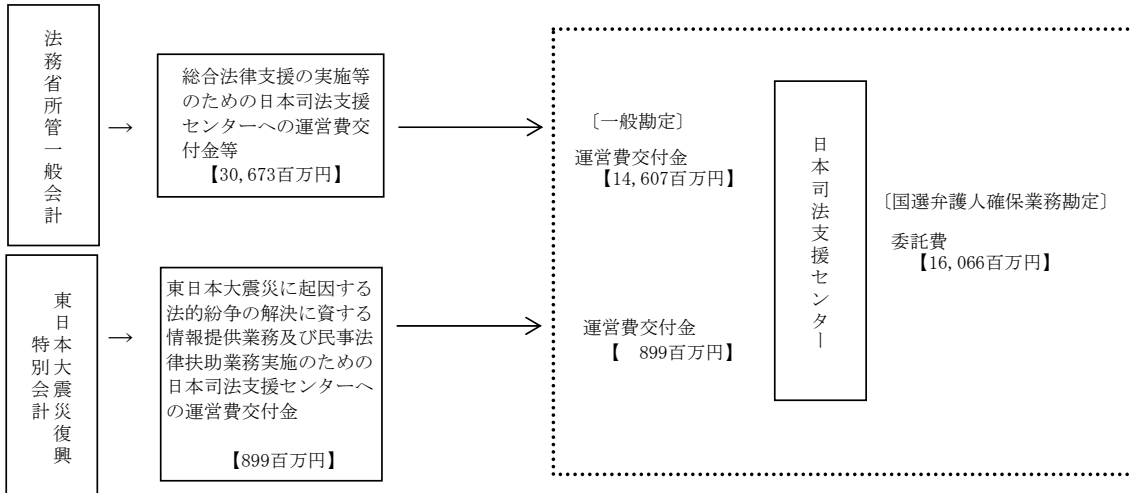
法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係りのある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

2 法務省の組織及び定員



※ () 内の数字は、平成26年度末における予算定員である。

3 法務省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ



4 平成26年度一般会計の歳入歳出決算の概要

歳入決算		歳出決算	
収納済歳入額	<u>98,408 百万円</u>	支出済歳出額	<u>759,250 百万円</u>
国有財産処分収入	3 百万円	人件費	475,096 百万円
国有財産利用収入	741 百万円	検察事務処理経費	4,640 百万円
納付金	1,873 百万円	矯正施設収容等経費	47,345 百万円
諸収入	95,789 百万円	保護観察等経費	6,693 百万円
		登記業務等経費	42,836 百万円
		出入国管理等経費	18,589 百万円
		破壊的団体等調査業務費	2,234 百万円
		施設費	20,181 百万円
		その他	141,632 百万円

(注) 百万円未満を切捨て。

5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債残高（借換債を除く）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>7,391,512 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>384,928 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>75,954 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>98,395 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>6,323 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>1,003 億円</u>